12月4日~10日は

人権週間です

国際連合は、1948年

界人権デー」と定めました。 日までを「人権週間」と定め、 日の第5回総会において、世界 和23年)12月10日に世界人権 1950年(昭和25年)12月4 宣言を採択しました。そして、 /権尊重思想の普及に努めてい へ権宣言が採択された日を 「世 日本では、毎年12月4日~10

間を持ち、「思いやりの心」や「か の機会に人権について考える時 啓発活動が行われますので、こ てみませんか? けがえのない命」 について考え います。本年も、全国的に人権 ラスメントなどが問題になって ず、いじめや虐待、インターネッ ト上での誹謗中傷、企業等のハ 今現在も人権侵害が後を絶た

報活動などを行います。

本町でも、人権擁護委員が広

特設人権相談について

職場内のトラブル、 子どもや女性を めぐる問題など人権問題全般です。

人権擁護委員が相談に応じます

[日時] 12月5日(火)

午前9時~11時30分

智頭町総合センター [場所]

一火曜日に開設しています 毎月第



[日時 [日時] [12月の行政相談日]

午前9時30分~ 12月7日 (木)

12 月 19 11時30分 **义**

午前9時30分~ 11時30分

ちえの森ちづ図書館

智頭町の相談員は

安住博幸さんです。

[会場]

困ったら 人で悩まず 行政相談

い」などの相談にお答え 談先や制度が分からな ことで困っている」、「相 ど役所の仕事や暮らしの 不便について、「こんな た行政相談委員が、 します。 総務大臣から委嘱され 国な

[日時] 12月21日(木) 付けます。 会場 相続、 智頭町総合センター 午前10時~正午

鳥取県行政書士会 【予約・問合せ先】

行政書士 無料相談会

農地転用などの相談を受 (事前予約が必要です) 遺言、成年後見、



問合せ先 **☎**75−4111 役場総務課